

Q1:2022 年(令和 4 年)以降に開業した場合、対象となるか？対象となる場合、提出書類の「確定申告書類の写し」について、前年度は未開業のため、書類が無い場合はどうすればよいか？

A1:対象になります。提出書類について、確定申告書類が無い場合は、事業実態が確認できる書類(開業届、営業許可書、契約書、請求書等)の提出をお願いします。その他、事務局より追加で資料を求める場合もございます。

Q2: 令和 4 年 5 月に閉業した。この場合、支援の対象となるか。

A2:対象になりません。本支援金は、安芸高田市内で今後も事業を継続する者が対象となるため、この場合、対象外となります。

Q3:安芸高田市外に住民票があり、安芸高田市内で事業を行っている場合、対象となるか。

A3:対象になりません。安芸高田市内において事業実態がある事務所又は事業拠点を有する者(かつ個人にあっては市内に住所を有する者)が対象となります。

Q4:市税納税証明書はどこで発行できますか？

A4:安芸高田市役所税務課で 1 通 350 円で発行できます。詳しくは、安芸高田市税務課(TEL:0826-42-5614)までお問い合わせください。

Q5: 安芸高田市内に住民票があるが、事業所は安芸高田市外にある。安芸高田市内では兼業で農業をしているが、対象になるか。

A5: 安芸高田市内で営んでいる農業に係る燃料油は対象になります。

Q6: 確定申告書に受付印がなく、e-tax の受信通知等も残っていない。代わりになる書類があるか。

A6: 税務署で「納税証明書(その2)」を取得してください。なお、「事業所得の証明」を依頼し、事業所得金額の記載がある納税証明書の発行を受けてください。

Q7: 購入した燃料油量には家庭で使用したものが含まれている。まとめて申請してもよいか。

A7: 対象となる燃料油は事業用に購入したもののみです。家庭で使用した燃料油は対象になりません。

Q8: 対象期間中にリースし、既に返却済のリース機材等に使用した燃料油は対象になるか。その際の添付写真はどうすればいいか。

A8: 対象になります。既に返却済などの理由で写真の貼付が困難な場合は、リース契約書の写しなど使用期間が確認できる資料を添付してください。

Q9:安芸高田市内で商工業を営み、農業も兼業している。商工業・農業で使用した燃料油はどちらも対象になるか。

A9:対象になります。商工業と農業で使用した燃料油を合計して記入してください。決算書(収支内訳書)は商工業と農業の両方を提出してください。

Q10:2021年12月までに掛けで購入し、2022年1月以降に支払った燃料油は対象になるか。また、2022年6月に掛けで購入し、2022年7月以降に支払った燃料油は対象になるか。

A10:月締め購入の場合の購入月日は、締日としてください。(例:3月20日が締日の場合、購入月日を3月20日とし、3月分の購入量に計上。)
また、燃料購入量とは、対象月の給油・納品分として計算してください。(例:2月に給油・納品、3月に支払い⇒2月の購入量に計上)

Q11:燃料油の購入量が多く、1月から3月分の購入量で給付金額が上限に達する見込みである。購入量の集計及び記載は6月分まで必要か。

A11:必要ありません。給付額が上限に達する月の購入量まで集計し、記載してください。

Q12: 自社で給油所を設置し、自社所有の車両等への給油を行っている。安芸高田市内のインタンク方式で購入した燃料油は対象となるか。

A12: 対象になります。詳しくは事務局までお問い合わせください。

Q13: 購入した燃料油に免税軽油が含まれている。免税軽油は本支援金の対象となるか。

A13: 対象になります。ただし、原材料または他社への販売のために購入した場合は対象になりません。